平成２９年（フ）第７４号
香川県坂出市久米町１丁目22番12号
破産者　株式会社お寿美
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第４号
東京都江東区有明３丁目７番26号　Ｂ－９Ｆ
破産者　株式会社マーベリック・ファクトリー
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５号
東京都渋谷区恵比寿４丁目３番１号
破産者　株式会社戦艦大和
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９１号
東京都調布市深大寺南町２丁目５番地11
破産者　遠田　昭夫
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４０１号
東京都昭島市玉川町１丁目１番６―301号
破産者　有限会社マナ
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４０２号
東京都昭島市玉川町１丁目１番６―301号
破産者　涌井　宏美
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５０７号
東京都日野市三沢３丁目25番地の４
破産者　株式会社オートヴィレッジ
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５０８号
東京都町田市小山町2358番地３
破産者　常川　直美
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５９号
東京都東大和市芋窪６―1284―１介護老人保健施設プラチナ・ヴィラ東大和、住民票上の住所東京都東村山市栄町３丁目33番地１　２Ｆ
破産者　亡平岡達之助相続財産
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２８号
富山県滑川市下小泉町337番地３
破産者　有限会社川長商店
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４４４号
愛知県豊田市寿町６丁目59番地２
破産者　株式会社ナカイ
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４４６号
愛知県豊田市寿町６丁目59番地２、従前の本店所在地名古屋市天白区平針１丁目601番地平針西住宅２棟314号
破産者　フルスタッフ株式会社
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０３号
神戸市西区池上３丁目５番４号１階
破産者　株式会社彩塗
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第６５９号
北九州市小倉南区大字志井562番地
破産者　株式会社ビーコネクト
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第９８号
岡山県高梁市川上町領家2265番地の２
破産者　有限会社よしたにクロージング
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１２７号
長崎県佐世保市白南風町24番８号、前住所長崎県佐世保市下京町８番２号
破産者　株式会社オフィスエムワイ
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
鹿児島県指宿市西方4523番地７
破産者　田中藤一郎
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第１２６８号
埼玉県川口市大字榛松字上海老田589番地12
破産者　有限会社飯塚製作所
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３３号
静岡県掛川市三俣675番地の１
破産者　有限会社ＳｍａｒｔＬｉｆｅ
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第６３２号
名古屋市守山区元郷１丁目807番地
破産者　株式会社チヨダ
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９７０号
最後の住所　愛知県半田市横川町１丁目35―５、最後の住民票上の住所愛知県津島市神尾町字東之割108番地　秀島ビルクラスティーナ108　401号
破産者　亡櫻木誠相続財産
1　決定年月日　平成30年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部